

現 行	令和7年度改正	備 考
<p data-bbox="299 604 1160 825">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="546 1535 914 1598"><u>令和6</u>年4月</p> <p data-bbox="902 1934 1258 1963">最終改正 <u>令和6</u>年4月1日</p>	<p data-bbox="1555 604 2415 825">北 陸 地 方 整 備 局 測 量 業 務 共 通 仕 様 書</p> <p data-bbox="1801 1535 2169 1598"><u>令和7</u>年4月</p> <p data-bbox="2157 1934 2513 1963">最終改正 <u>令和7</u>年4月1日</p>	

現 行	令和7年度改正	備 考
<p>目 次</p> <p>第1章 総則……………1 第121条 修補……………10</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。 ※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>（2）受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互調整して業務を遂行しなければならない。</p> <p>（3）受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p>	<p>目 次</p> <p>第1章 総則……………1 第121条 修補……………11</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第102条 用語の定義</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和二十二年法律第三十五号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>第112条 打合せ等</p> <p>6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<u>1「ウィークリースタンス」※2</u>に努める。 ※<u>1</u>ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。 ※<u>2</u><u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p> <p>第133条 安全等の確保</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>（1）受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p> <p>（2）受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互調整して業務を遂行しなければならない。</p> <p>（3）受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

現 行	令和7年度改正	備 考
<p>第141条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p><u>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</u></p> <p><u>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26 年3 月28日、国官総第344 号、国官技第319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26 年3 月28 日、国官総第3 4 5号、国官技第3 2 0号、国官施第1 7号、国総施第1 4 1号）による必要な措置をとるものとする。</u></p>	<p>第141条 新技術の活用について</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</p> <p><u>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 6年 4月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</u></p>	